

# 2025年5月 事業承継支援コンサルティング研究会 事例問題

## 【テーマ】事業承継と相続対策

### 事例

甲社長（75歳）は、40年前に設立したA社（機械部品製造業、総資産10億円、無借金で自己資本100%）の創業者であり、株式1,000株（発行済議決権株式の100%）を所有し、これまで代表取締役社長として頑張ってきました。

事業の最盛期には、年商50億円まで拡大した事業でしたが、市場環境の急速な変化から売上が激減し、5年前に営業を終了することとなりました。従業員は、経理担当の1人を除き、全員を解雇しています。

（単位：百万円）

資産		負債	
現金	30	流動負債	10
土地・建物	970	銀行借入金	0
		純資産	
		純資産	990
	1,000		1,000

現在は本社ビルを外部に賃貸するとともに、投資用不動産を多数購入し、不動産賃貸業を営んでいます。最近では、高齢化社会に適合する新規事業として、高齢者向け介護事業（デイサービス）を考えるようになりました。

引退を考えるようになった甲社長は、一人息子である長男である乙氏（45歳）にA社を承継したいと考えています。乙氏には兄弟はいません。

顧問税理士によれば、A社の株式の評価額は10億円とされ、株式以外にも大きな個人財産を持つ甲氏の相続税は5億円を超える見通しです。税負担の大きさに困惑した甲氏は、株式承継に躊躇しつつここまで来てしまいました。

しかし、商工会議所のセミナーで「事業承継税制」の話を聞き、A社で適用できるのではないかと考えました。そこで、メインバンクの営業担当者に相談したのです。

甲社長：「商工会議所のセミナーで、事業承継税制の話を聞きました。贈与税ゼロで株式を贈与できるらしいですね。当社でも適用可能でしょうか？新しい事業として、介護事業をやりたいんですよ。」

営業担当者：「貴社の貸借対照表を拝見しますと、事業承継税制の『資産保有型会社』又は『資産運用型会社』に該当するはずですが、これらに該当すれば、事業承継税制は適用できないのです。残念ですが、あきらめてください。その代わりに、当行が長男の乙さんに融資しますから、甲社長がお持ちの株式を全て買い取ってもらいましょう。甲社長のお手元には多額の現金が入りますから、それを投資信託で運用しておけば、相続税の納税資金も確保できます。一石二鳥です。」

甲社長はメインバンクからの提案の意味が理解できなかったようです。後日、事業承継支援の専門家であるあなたは、甲社長から事業承継について相談を受けました。

甲社長：「メインバンクから事業承継税制は適用できない、株式の買取り資金を融資すると提案されたのだけど、どうすればいいですかね？」

**【問1】**メインバンクは、A社株式の買取りによる株式承継を提案してきました。この方法のメリットとデメリットを説明してください。